



特定建築物の定期調査報告書

記入例

愛知県定期報告担当者会議一覧

愛知県 建築局 建築指導課	052-954-6587
尾張建設事務所 建築課	052-961-1845
知多建設事務所 建築課	0569-21-3245
西三河建設事務所 建築課	0564-27-2734
東三河建設事務所 建築課	0532-52-1315
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築安全推進課	052-972-2923
豊橋市 建設部 建築指導課	0532-51-2588
豊田市 都市整備部 建築相談課	0565-34-6649
岡崎市 都市政策部 建築指導課	0564-23-6816
一宮市 建築部 建築指導課	0586-28-8644
春日井市 まちづくり推進部 建築指導課	0568-85-6324
一般財団法人愛知県建築住宅センター	052-264-4053

目 次

定期調査報告書・記入上の注意.....	1
定期調査報告概要書	6
定期調査報告書.....	9
補足説明① 報告書 第三面【2. 調査の状況】の記入について	14
定期調査票	15
調査結果表	18
補足説明② 2 (11) タイル、石貼り等（乾式工法によるものを 除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況.....	21
補足説明③ 4 (34) (35) 警報装置	22
補足説明④ 4 (44) ～ (47) 石綿等を添加した建築材料.....	23
関係写真.....	24

定期調査報告書・記入上の注意

- 1 提出書類は下記による。なお、用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 図書は、次の順序で 2 穴綴じとしてください。
 - ・ 概要書 (省令別記第 36 号の 3 様式)
 - ・ 報告書 (省令別記第 36 号の 2 様式)
 - ・ 定期調査票 (名古屋市告示第 1 号様式) **名古屋市のみ添付が必要**
 - ・ 調査結果表 (平成 20 年国土交通省告示第 282 号別記)
 - ・ 関係写真 (平成 20 年国土交通省告示第 282 号別記別添 2 様式 (A4))
 - ・ 調査結果図 (平成 20 年国土交通省告示第 282 号別記別添 1 様式 (A3)) ※
 - ・ 特定行政庁が規則で定める書類 (県は細則第 3 条第 3 項) ※
 - ※ 調査結果図と特定行政庁の定める書類は内容を一枚として作成してもよい。
 - 報告書・概要書は、「6 定期調査報告書 (省令別記第 36 号の 2 様式) の記入について」(3 ページ) を参考に記入してください。
 - 調査結果表は、「7 調査結果表 (平成 20 年国土交通省告示第 282 号別記) (A4) の記入について」(17 ページ) を参考に記入してください。
- 2 提出先となる特定行政庁の宛名は以下による。
 - ・ 愛 知 県 : 特定行政庁 愛知県知事 様
 - ・ 名古屋市 : 特定行政庁 名古屋市長 様
 - ・ 豊 橋 市 : 特定行政庁 豊 橋 市 長 様
 - ・ 岡 崎 市 : 特定行政庁 岡 崎 市 長 様
 - ・ 一 宮 市 : 特定行政庁 一 宮 市 長 様
 - ・ 春日井市 : 特定行政庁 春日井市長 様
 - ・ 豊 田 市 : 特定行政庁 豊 田 市 長 様
- 3 特定行政庁が規則で定める書類

愛知県建築基準法施行細則第 3 条第 3 項で付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図を定めている。

 - (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図の大きさ
原則として日本産業規格 A3 とする。
 - (2) 各階平面図
各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。
 - (3) 図面に記載すべき事項
図面に記載すべき事項は、表 I のとおりとする。また、図面には凡例を付し、**防火区画、排煙区画及びダクトは、着色するものとする**。ただし、下記(4)で着色不要のものは、それによることができる。
 - (4) 図面の記載内容の変更
図面の記載内容に変更がなければ、前回の報告書に添付した図面を白焼したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更があった場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書を白焼したものとする。なお、変更がなく白焼とした場合は、着色は不要とする。
 - (5) その他
図面は相互に兼ねることができる。

表 I

各階平面図		建築設備図	
延焼のおそれのある部分			
非常用の進入口 (代替する窓を含む。)	防火区画 たて穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること。	〔共通事項〕	
		① 縮尺（又は寸法）及び方位 ② 室名 ③ 避難階段及び特別避難階段 ④ エレベーター（非常用のものは、その旨記入すること。） ⑤ 電気室（自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。） ⑥ 中央管理室 ⑦ 屋上広場 ⑧ 空調機械室	
非常用照明 〔電池内蔵型〕	防火設備 〔随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く）〕	ダクト	換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。
		排煙口、排煙出口、換気扇	
非常用照明 〔電源別置形及び自家用発電装置〕	防火設備 〔連動機構〕	排煙区画	
		防火ダンパー	

4 特定行政庁の定める定期調査で行う建築設備の調査

定期調査・検査対象建築設備等区分表

○：対象

区 分			定期調査	定期検査
設置されている設備	換気設備	自然換気設備	○	
		給気機・排気機によるもの（第一種換気）	※	○
		給気機・排気口によるもの（第二種換気）	○	
		給気口・排気機によるもの（第三種換気）	○	
		空気調和設備	※	○
	排煙設備	自然排煙設備	○	
		機械排煙設備	※	○
	非常用の照明装置	電源内蔵のもの（照明器具内）	○	
		電源別置のもの（蓄電池設備）	※	○
		蓄電池（別置型）・自家用発電装置併用	※	○

※ 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置の法令による設置の状況等については定期調査で調査する。（平成 20 年国土交通省告示第 282 号 別表 4-(41)、5-(25)、5-(33)）

5 定期調査で行う防火設備の調査

定期調査・検査対象防火設備区分表

○：対象

区 分		定期調査	定期検査
防火設備	常時閉鎖しているもの	○	
	火災時に煙や熱を感知して閉鎖するもの（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）	※	○

※ 防火設備の法令による設置の状況等については定期調査で調査する。

（平成 20 年国土交通省告示第 282 号 別表 4-(26)）

6 定期調査報告書（省令別記第 36 号の 2 様式）の記入について

（注意）

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が 2 人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1 欄及び 2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3 欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が 1 人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3 欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3 欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3 欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の 2 欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 5 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5 欄の「ハ」は、第三面の 2 欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の 2 欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1 欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第 22 条第 1 項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場

合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。

- ③ 1 欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2 欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、建築基準法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4 欄は、建築基準法施行令第 108 条の 3 第 2 項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第 108 条の 3 第 5 項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 66 条、第 67 条の 2 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5 欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6 欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6 欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6 欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6 欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6 欄の「ホ」は、建築基準法第 8 条第 2 項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6 欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第 86 条の 8 又は同法第 87 条の 2 の規定の適用を受けている場合において、7 欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1 欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1 欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マ

クを入れてください。

- ④ 1 欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2 欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第 3 条第 2 項（同法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3 欄は、建築基準法第 28 条の 2 の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の 2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

定期調査報告概要書
(第一面)

概要書

管理番号を記入

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 アイチカンコウカブ シキガ イシャ ダ イョウトリシマリヤク アイチ タロウ
【ロ. 氏名】 愛知観光株式会社 代表取締役 愛知 太郎
【ハ. 郵便番号】 460-0001
【ニ. 住所】 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】

所有者に同じ

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【4. 資格】
（ 一級 ）建築士
特定建築物調査員
（ 大臣 ）登録第 12345678号
第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ 知ウ
【ハ. 氏名】 山田 太郎
【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所
（ 一級 ） 建築士事務所 （ 愛知県 ） 知事登録第(イ)05-54321号
【ホ. 郵便番号】 460-0008
【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号
【ト. 電話番号】 052-264-4053

(その他の調査者)

【4. 資格】
 () 建築士 () 登録第 号
 特定建築物調査員 第 A12345678 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ ジョウ
【ハ. 氏名】 川村 次郎
【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社
（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】 460-0008
【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号
【ト. 電話番号】 052-746-9111

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】	刈谷市東陽町一丁目1番
【ロ. 名称のフリガナ】	アイチカンコウホテル
【ハ. 名称】	愛知観光ホテル
【ニ. 用途】	ホテル

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】 敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、特定行政庁の指定した事項
 【ハ. 改善予定の有無】 ☒ 有（令和〇〇年 1 月に改善予定） ☐ 無
 【ニ. その他特記事項】 屋上面

【6. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】	令和〇〇年〇〇月〇〇日実施		前回調査 報告日 今年度の 報告日を 記入
【ロ. 前回の調査】	■実施 (令和〇〇年〇〇月〇〇日報告)	□未実施	
【ハ. 建築設備の検査】	■実施 (令和〇〇年〇〇月〇〇日報告)	□未実施	
【ニ. 昇降機等の検査】	■実施 (令和〇〇年〇〇月〇〇日報告)	□未実施	
【ホ. 防火設備の検査】	■実施 (令和〇〇年〇〇月〇〇日報告)	□未実施	

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 ☒有 ☐無
 【ロ. 不具合等の記録】 ☒有 ☐無
 【ハ. 不具合等の概要】 屋上看板の破損
 【ニ. 改善の状況】 ☒実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）
☐予定なし（理由： ）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

- 【イ. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域
☒ その他（法22条区域） ☐ 指定なし
- 【ロ. 用途地域】 第一種住居地域

【2. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 構造】 ☒ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
☐ 鉄骨造 ☐ その他（ ）
- 【ロ. 階数】 地上 7 階 地下 1 階
- 【ハ. 敷地面積】 1,120.97 m²
- 【ニ. 建築面積】 565.48 m²
- 【ホ. 延べ面積】 4,569.79 m²

【3. 階別用途別床面積】

- | 階別用途別 | 用途 | 床面積 |
|-------------|---------|-----------------------------|
| (P H 1 階) | (ホテル) | (60.45 m ²) |
| (7 階) | (ホテル) | (565.48 m ²) |
| (6 階) | (ホテル) | (565.48 m ²) |
| (5 階) | (ホテル) | (565.48 m ²) |
| (4 階) | (ホテル) | (565.48 m ²) |
| (3 階) | (ホテル) | (565.48 m ²) |
| (2 階) | (ホテル) | (565.48 m ²) |
| (1 階) | (ホテル) | (393.22 m ²) |
| (1 階) | (飲食店) | (157.76 m ²) |
| (B 1 階) | (ホテル) | (321.24 m ²) |
| (B 1 階) | (駐車場) | (244.24 m ²) |
| (1 階) | (ホテル) | (4,167.79 m ²) |
| (1 階) | (飲食店) | (157.76 m ²) |
| (1 階) | (駐車場) | (244.24 m ²) |
- 【ロ. 用途別】

【4. 性能検証法等の適用】

- ☐ 耐火性能検証法 ☐ 防火区画検証法
☐ 区画避難安全検証法 (階) ☒ 階避難安全検証法 (○○階)
☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

- 令和 6 年 6 月 26 日 概要 (西側を増築) ()
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

- 【イ. 確認に要した図書】 ☒ 有 (☒ 各階平面図あり) ☐ 無
- 【ロ. 確認済証】 ☒ 有 ☐ 無
 交付番号 平成 17 年 12 月 12 日 第 H17確認建築愛建住せ20888 号
 交付者 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅センター)
- 【ハ. 完了検査に要した図書】 ☒ 有 ☐ 無
- 【ニ. 検査済証】 ☒ 有 ☐ 無
 交付番号 平成 18 年 10 月 30 日 第 H17確済建築愛建住せ20888 号
 交付者 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅センター)
- 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☒ 有 ☐ 無
- 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 対象外

【7. 備考】

所有者、管理者変更
 建築物名称変更

所有者・管理者・建物名称の変更がある場合に記入し、併せて変更届を提出してください。
 ★法人名に変更はなく、役職名や氏名のみの変更の場合は、変更届出書の提出は不要となりますが、報告書と概要書の備考欄にその旨を記入してください。

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

【3. 階別用途別床面積】

【イ.階別用途】		(用途)	(床面積)	(用途)	(床面積)
最上階から順に記入	(PH階)	(ホテル)	(60.45 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(7階)	(ホテル)	(565.48 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(6階)	(ホテル)	(565.48 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(5階)	(ホテル)	(565.48 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(4階)	(ホテル)	(565.48 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(3階)	(ホテル)	(565.48 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(2階)	(ホテル)	(565.48 m ²)	(階)	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(1階)	(ホテル)	(393.22 m ²)	(階)	(m ²)
		(飲食店)	(157.76 m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
	(B1階)	(ホテル)	(321.24 m ²)	(階)	(m ²)
		(駐車場)	(244.24 m ²)	()	(m ²)
		()	(m ²)	()	(m ²)
第二面の【3】に全て記入できた場合は、この別紙の添付は不要です。				(階)	(m ²)
				()	(m ²)
				()	(m ²)
【ロ.用途別】		(ホテル)	(4,167.79 m ²)	()	(m ²)
		(飲食店)	(157.76 m ²)	()	(m ²)
		(駐車場)	(244.24 m ²)	()	(m ²)

【イ. 階別用途別】の
合計と整合することを
確認してください

※この様式は第三十六号の二様式（第二面）【3.階別用途別床面積】の記入欄が不足した場合に使用してください。

定期調査報告書
(第一面)

報告書

管理番号を記入

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁 愛知県知事 様

法人の場合は法人名から記入
【2】口のとおり記入する
報告は管理者が行う

提出日を記入

令和〇〇年 9月 15日

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市の各市は、各市長あてとします。

報告者氏名 代表取締役 愛知 太郎
調査者氏名 山田 太郎

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

アイカンコウカブ シカ イシャ ダ イョウトリシマリヤク

アイチ タロウ

【ロ. 氏名】

愛知観光株式会社 代表取締役 愛知 太郎

【ハ. 郵便番号】

460-0001

【ニ. 住所】

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【ホ. 電話番号】

052-961-0000

電話番号も忘れずに記入

R03.01 押印は不要となりました。今迄どおり押印して提出も可能です。

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

所有者に同じ

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】

(一級) 建築士
特定建築物調査員

(大臣) 登録第 12345678号
第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

ヤマダ タロウ

【ハ. 氏名】

山田 太郎

【ニ. 勤務先】

山田建設一級建築士事務所

(一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第(イ)05-54321号

【ホ. 郵便番号】

460-0008

【ヘ. 所在地】

名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】

052-264-4053

調査者が建築士の場合は建築士法第23条を参照

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第 号
第 A12345678 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

カミムラ ジロウ

【ハ. 氏名】

川村 次郎

【ニ. 勤務先】

山田建設株式会社

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

460-0008

【ヘ. 所在地】

名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】

052-746-9111

第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

刈谷市東陽町一丁目1番

【ロ. 名称のフリガナ】

アイカンコウホテル

【ハ. 名称】

愛知観光ホテル

【ニ. 用途】

ホテル

地名地番又は住居表示で記入

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり (□既存不適格)

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、特定行政庁の指定した事項

【ハ. 改善予定の有無】

■有 (令和〇〇年 1月に改善予定)

□無

【ニ. その他特記事項】

屋上面

調査結果表7で要是正がある場合は特定行政庁の指定した事項等と記入

※受付欄	※特記欄	
年 月 日	最も早い改善予定年月を記入	
第 号		
係員氏名		

建築物及びその敷地に関する事項

法第 22 条区域、災害危険区域等に指定されている場合は、その他にマークし () に指定状況を記入

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域

☒ その他 (法22条区域)

【ロ. 用途地域】 第一種住居地域

現在指定されている用途地域を記入します。
市街化調整区域の場合は、「指定なし」と記入する。
用途地域は各市HP から検索可能な場合もあります。

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☒ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造

☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()

【ロ. 階数】 地上 7 階 地下 1 階

【ハ. 敷地面積】 1,120.97 m²

【ニ. 建築面積】 565.48 m²

【ホ. 延べ面積】 4,569.79 m²

【3. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】 (P H 1 階) (ホテル) (60.45m²)

(7 階) (ホテル) (565.48m²)

(6 階) (ホテル) (565.48m²)

(5 階) (ホテル) (565.48m²)

(4 階) (ホテル) (565.48m²)

(3 階) (ホテル) (565.48m²)

(2 階) (ホテル) (565.48m²)

(1 階) (ホテル) (393.22m²)

(1 階) (飲食店) (157.76m²)

(B 1 階) (ホテル) (321.24m²)

(B 1 階) (駐車場) (244.24m²)

() () (m²)

() () (m²)

() () (m²)

() () (m²)

別紙による

(第二面) 別紙を使用する場合は、このように明記し、右欄の記入は不要です。

最上階から順に記入

法別表第一 (イ) 欄に掲げる用途、特定行政庁が指定する用途に供する部分について記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。複合用途建築物の場合は、複合用途を構成する用途別に記入する。

【ロ. 用途別】

別紙による

(ホテル) (4,167.79m²)

(飲食店) (157.76m²)

(駐車場) (244.24m²)

【4. 性能検証法等の適用】

☐ 耐火性能検証法

☐ 防火区画検証法

R02. 04 法改正の追加項目 ☐ 区画避難安全検証法 (階)

☐ 全館避難安全検証法

■ 前回調査時以降の建築 (新築を除く)、模様替え、修繕又は用途の変更について、古いものから順に記入し、確認を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合はこれ等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれこれ等の概要を記入してください。

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

平成 6 年 6 月 26 日 概要 (西側を増築)

年 月 日 概要 ()

年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☒ 有 (☐ 各階平面図あり) ☐ 無

【ロ. 確認済証】 ☒ 有 ☐ 無

交付番号 平成 17 年 12 月 12 日 第 H17 確認建築愛建住せ20888 号

交付者 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅センター)

【ハ. 完了検査に要した図書】 ☒ 有 ☐ 無

【ニ. 検査済証】 ☒ 有 ☐ 無

交付番号 平成 18 年 10 月 30 日 第 H17 確済建築愛建住せ20888 号

交付者 ☐ 建築主事 ☒ 指定確認検査機関 (愛知県建築住宅センター)

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☒ 有 ☐ 無

【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 対象外

わざわざ西暦に直して記入する必要はありません。

指定確認検査機関の場合は機関の名称を () 内に記入する

【7. 備考】

所有者、管理者変更
建築物名称変更

調査範囲のみの面積を記入

調査対象面積 : 4,569.79 m²

所有者・管理者・建物名称の変更がある場合に記入し、併せて変更届を提出してください。
★法人名に変更はなく、役職名や氏名のみの変更の場合は、変更届出書の提出は不要となりますが、報告書と概要書の備考欄にその旨を記入してください。

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】

令和〇〇年〇〇月〇〇日実施

初年度の場合に記入

【ロ. 前回の調査】

■実施（令和〇〇年〇〇月〇〇日報告）

□未実施

初年度

【ハ. 建築設備の検査】

■実施（令和〇〇年〇〇月〇〇日報告）

□未実施

対象なし

【ニ. 昇降機等の検査】

■実施（令和〇〇年〇〇月〇〇日報告）

□未実施

対象なし

【ホ. 防火設備の検査】

■実施（令和〇〇年〇〇月〇〇日報告）

□未実施

対象なし

【2. 調査の状況】

(敷地及び地盤)

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

敷地内の通路

【ハ. 改善予定の有無】

■有（令和〇〇年 1 月に改善予定）

□無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

躯体等、外装仕上げ材等

【ハ. 改善予定の有無】

■有（令和〇〇年 2 月に改善予定）

□無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

機器及び工作物

【ハ. 改善予定の有無】

■有（令和〇〇年 3 月に改善予定）

□無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

防火設備、居室の採光及び換気、石綿

【ハ. 改善予定の有無】

■有（令和〇〇年 4 月に改善予定）

□無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段、非常用の照明装置

【ハ. 改善予定の有無】

■有（令和〇〇年 5 月に改善予定）

□無

(その他)

【イ. 指摘の内容】

（その他）は、調査項目が該当しない場合は、記入不要です。 □既存不適格

■指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】

□有（ 年 月に改善予定）

□無

(上記以外の調査項目)

【イ. 指摘の内容】

■要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

常閉の防火扉、換気設備、非常用の照明装置

【ハ. 改善予定の有無】

■有（令和〇〇年 4 月に改善予定）

□無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】

(該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】

■有（飛散防止措置無）（B 1 F：機械室）

□有（飛散防止措置有）（ ）

□無

【ロ. 措置予定の有無】

□有（ 年 月に改善予定） ■無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】

□有 □無（ 年 月に実施予定） ■対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】

□有 □無（ 年 月に実施予定） ■対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】

■有 □無

【ロ. 不具合等の記録】

■有 □無

【ハ. 改善の状況】

■実施済 □改善予定（ 年 月に改善予定） □予定なし

【6. 備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等
令和〇年〇月	屋上看板の破損	台風による飛来物により破損	令和〇年1月改善済み	支持金物等の取り換え
	改善予定を行う予定がない場合には、その理由を記入してください		—	模様替えを計画中

報告書 第四面は、第三面【2.調査の状況】で指摘される以外のものについて、記入する。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、（第四面）は省略できる。

「不具合」とは...

前回の調査報告以降に所有者・管理者からヒアリングにより把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾灯その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等、建築物の状態変化に起因するもの。

補足説明①：報告書 第三面【2. 調査の状況】の記入について

調査結果表の番号1～6の（調査項目）について、同一の調査項目で調査結果の指摘の内容が全て既存不適格の指摘の場合は、下のようにマークし、既存不適格についての指摘の概要は記入しない。

【2. 調査の状況】

（調査項目）

【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり（☒ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 ☒ 既存不適格についての記載は不要

【ハ. 改善予定の有無】 ☒ 有（令和〇〇年〇〇月に改善予定） ☐ 無

同一の（調査項目）の中で最も早い年月を記入する。

【ハ. 改善予定の有無】 改善予定が無い場合は「☒ 無」へマークする。

名古屋市に添付が必要

定期調査票

(第一面)

1. 前回の指摘の改善状況				前回報告書の特記事項との確認をお願いします			
調査項目	未改善	改善済	改善済みの状況				
敷地及び地盤		○	排水管の詰まりによる排水不良改善				
建築物の外部		○	はめ殺し窓ガラスの硬化性シーリングの取り換え				
屋上及び屋根	○		前回の指摘事項について ・改善された場合は「改善済」欄へ○印を付し、その内容を「改善済の状況」欄へ記入してください。 ・未改善の場合は「未改善」欄へ○印を付し、その内容を「調査結果表、(特記事項欄も含む)」へ記入してください。 ・既存不適格も同様。				
建築物の内部	○						
避難施設等	○						
その他		○	避雷導線の取り換え				

2. 建築設備の種類								
種類	場所	機械換気			中央管理方式の 空気調和設備	適用除外	既存 不適格	
		自然換気	第1種	第2種				第3種
換気設備	無窓居室	○				○		
	火気使用室	○			○			
	居室等				○	○		
排煙設備	種類	自然排煙		機械排煙		平成12年建設 省告示1436号	適用除外	既存 不適格
	特別避難階段の付室	調査結果表5(19)～(23)との整合						
	非常用のエレベーターの乗降ロビー	調査結果表5(32)～(37)との整合						
	居室等	○		○		○	○	
非常用の 照明装置	種類	蓄電池 (内蔵形)	蓄電池 (別置形)	自家用 発電装置	平成12年建設 省告示1411号	適用除外	既存 不適格	
	居室		○	○	法第3条第2項、第3項			
	廊下		○	○				
	階段	○						
防火設備	種類	常時閉鎖式を 除く防火扉	防火シャッター	耐火クロス スクリーン	ドレンチャー	その他 ()		
	設備の有無	○	調査報告書と検査報告書で内容に違いのないようお願いします。					

3. 性能検証法等の概要	
(1) 適用除外の条項 令第119条 令第120条 令第126条の2、令第126条の3	(2) 検証法等の概要 廊下の幅 直通階段までの距離 排煙設備の設置
(3) 検証法等の適用に関する書類の保管状況 ■ 保管している ・ □ 保管していない	

定期調査報告書(第二面)【4】欄の口欄に「レ」マーク又は塗りつぶした場合には、適用除外を受けている条項、概要(場所を含む。)を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

の状況

土交通省告示第 1172 号第 1 号及び第 2 号に掲げるもの)の施工の有無

■ 有 (□全て対策済 □一部対策済 ■未対策)

※対策済とは吹付け石綿等が飛散しないよう、囲い込み、封じ込めを施したものをいう。

未対策場所：室名 **B 1 機械室**

(■ 天井 **8 0 . 5 m²** ■ はり **1 9 . 5 m²** □ 壁 m² □ 柱 m²)

□ 無

□ 不明 (吹付け石綿の分析予定 □無 □有 (年 月頃))

5. その他の法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律	特定の建築物	☐ 確認年月が昭和 56 年 6 月以降 ☐ 確認年月が昭和 56 年 5 月以前で、階数が 2 以上かつ床面積が 1,000 m ² 以上のもの → 以下に記入 ☐ 老人ホーム、福祉ホーム類 ☐ 児童厚生施設、身体障がい者福祉センター類 ☒ 確認年月が昭和 56 年 5 月以前で、階数が 3 以上かつ床面積が 1,000 m ² 以上のもの → 以下に記入 ☐ 病院 ☐ 劇場 ☐ 映画館 ☐ 観覧場 ☐ 演芸場 ☐ 集会場 ☐ 公会堂 ☐ 寄宿舍 ☐ 展示場 ☐ 物品販売店舗 ☒ ホテル ☐ 旅館 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所 ☐ 遊技場 ☐ 公衆浴場 ☐ 複合用途 (主要用途： ☐ 飲食店等 (キャンペー、料理店、ナイトクラブ、タ ☐ 体育館 (階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上) ☐ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が名古屋市建築物耐震改修促進計画に記載された道路 (同法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づく道路) に接する既存耐震不適格建築物													
	耐震診断	☒ 実施した (令和〇〇年 3 月頃 診断の結果： 補強の必要有り) ☐ 実施の予定あり (年 月頃) ☐ 実施の予定なし (理由：)													
耐震改修工事	☐ 実施した (年 月頃 改修の方法 (補強、免震、制震)：) ☒ 実施の予定あり (令和〇〇年 3 月頃) ☐ 全体計画認定 ☐ 実施の予定なし (理由：) ☐ 建替の予定あり (年 月頃)														
名古屋市の条例	駐車場の台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要台数</th> <th>適合台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般車用駐車場</td> <td>14 台</td> <td>建築物の敷地内 10 台 敷地外 4 台</td> </tr> <tr> <td>荷ざき駐車場</td> <td>1 台</td> <td>建築物の敷地内 1 台</td> </tr> <tr> <td>車いす用駐車場</td> <td>1 台</td> <td>建築物の敷地内 1 台 敷地外 台</td> </tr> </tbody> </table>		必要台数	適合台数	一般車用駐車場	14 台	建築物の敷地内 10 台 敷地外 4 台	荷ざき駐車場	1 台	建築物の敷地内 1 台	車いす用駐車場	1 台	建築物の敷地内 1 台 敷地外 台	適合台数は名古屋市駐車場条例に適合し 契約駐車場含む 必要台数は名古屋市駐車場 条例に基づく義務台数を記入してください。
	必要台数	適合台数													
一般車用駐車場	14 台	建築物の敷地内 10 台 敷地外 4 台													
荷ざき駐車場	1 台	建築物の敷地内 1 台													
車いす用駐車場	1 台	建築物の敷地内 1 台 敷地外 台													
人にやさしい街づくりの推進に関する条例 (人街条例)	1. 工事着工時期	☒ 平成 17 年 7 月以降 ☐ 平成 17 年 6 月以前 (2~6 は記入不要)													
	2. 学校、病院、社会福祉施設、物品販売店舗、飲食店、事務所・工場 (床面積の合計が 2,000 m ² 以上) の特定施設 (同条例施行規則第 3 条)	☒ 該当する ☐ 該当しない (3~6 は記入不要)													
	3. 利用円滑化経路の維持管理	☒ 3-① 利用円滑化経路に係る改修等工事 ☐ 実施した ☐ 実施していない (3-②は記入不要) ☐ 3-② 改修等工事の実施箇所 ☐ 出入口 ☐ 廊下 ☐ 階段 ☐ 傾斜路 ☐ エレベーター ☒ 敷地内通路 ☐ その他													
	4. 道等から一の主要な出入口までの利用円滑化経路	☐ 4-① 段差の有無 ☐ 有 ☒ 無 ☒ 4-② 傾斜路の有無 ☒ 有 ☐ 無													
	5. 一の主要な出入口の有効幅	(120 cm)													
	6. 車いす使用者用便所の維持管理	☐ 6-① 床面積の合計が 1,000 m ² 以上の特定施設 (事務所・工場については、不特定多数が利用する部分の床面積。共同住宅は対象外。) ☒ 該当する ☐ 該当しない (6-②は記入不要) ☐ 6-② 車いす使用者用便所に係る改修等工事 ☐ 実施した ☒ 実施していない													
	1. 特別支援学校、病院、福祉施設、物品販売店舗、飲食店等の特別特定建築物で床面積の合計が 2,000 m ² 以上 (同法施行令第 5 条及び第 9 条)	☒ 該当する ☐ 該当しない													
	2. 建築物移動等円滑化基準の維持管理	☒ 2-① 建築物移動等円滑化基準に係る改修等工事 ☐ 実施した ☐ 実施していない (2-②は記入不要) ☐ 2-② 改修等工事の実施箇所 ☐ 出入口 ☐ 廊下 ☐ 階段 ☐ 傾斜路 ☐ エレベーター ☐ 便所 ☒ 敷地内通路 ☐ 駐車場 ☐ その他													
	3. 同法第 17 条の規定による認定	☐ 有 ☒ 無													
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	(認定年月日： 年 月 日 番号： 指令住建審 第 号) 指令住建指													

7 調査結果表（平成 20 年国土交通省告示第 282 号別記）（A4）の記入について

（注意）

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第 36 の 2 様式第一面 3 欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が 1 人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

④ 愛知県内は抹消線で抹消ではなく、次ページの様に調査結果欄のマスを斜線にしてください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第 1 ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7 は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる、若しくは黒く塗りつぶしてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付してください。

調査結果表 (第四第一号に掲げる建築物)

当該調査に関与した調査者	氏名	調査者番号
	代表となる調査者 山田 太郎	1
	その他の調査者 河村 次郎	2

調査結果欄の3列は空欄がでないように欄を全て埋める

調 査 項 目			調 査 結 果			担当 調査者 番号	
			指摘 なし	要 是 正			
調査方法並びに判定基準については「特定建築物定期調査業務基準」により行う。 監修 国土交通省住宅局建築指導課 発行 一般財団法人日本建築防災協会					既存 不適格		
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○	—	—	2	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○	—	—	2	
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○	—	—	2	
(4)		有効幅員の確保の状況	○	—	—	2	
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	—	○	—	2	
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	/	/	/		
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	/	/	/		
2	建築物の外部						
(1)	外 壁	基礎	基礎の沈下等の状況	○			
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(3)		土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	/			
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	/				
(5)		躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○			
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	/				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—	○		1	
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	—	○	—	1	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○	—	—	1	
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
3	屋上及び屋根						
(1)	屋上	屋上面の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(2)		屋上周り（屋上面を除く。）	バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況	○	—	—	2	
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	—	○	—	2	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2	
4	建築物の内部						
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	堅穴区画	—	○	—	1
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に	面積区画、高層区画	○	—	—	1
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	異種用途区画	○	—	—	1
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○	—	—	1
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/	/	/	
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	/	/	/		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1	
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○	—	—	1
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	/	/	/	
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○	—	—	1

マークした場合は下記例のいずれかを特記事項に記入する。なお、打診調査はそれに代わる赤外線調査も可である。

<例>

- ・全面打診調査実施 (○年○月)
- ・外壁改修実施 (○年○月)
- ・3年以内に全面打診調査等の実施が確実 (○年○月)
- ・歩行者等に危害を加えるおそれのある部分なし
- ・竣工後10年未満
- ・全面打診調査等未実施

2(11)の調査が対象となる場合は指摘の有無が無であっても、特記事項に全面打診についての経過を必ず記入する
補足説明②を参照

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況 病院、ホテル、旅館、児童福祉施設等（令第19条）	○	—	—	1		
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況	○	—	—	1		
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	/	/	/			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	/	/	/			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1		
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○	—	—	1		
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1		
(22)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況		○	—	—	1			
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況	○	—	—	1		
(24)			室内に面する部分の仕上りの劣化及び損傷の状況	○	—	—	1		
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	/	/	/			
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に 常閉、随閉に係わず記入 常閉で防火扉以外のものについて記入 ※ 防火扉 については「 7 上記以外の調査項目 」欄に 記入		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○	—	—	1		
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○	—	—	1		
(28)			防火扉又は戸の開放方向	○	—	—	1、2		
(29)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1、2		
(30)			各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○	—	—	1、2		
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	—	○	—	1		
(32)			常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	○	—	—	1		
(33)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○	—	—	1	
(34)			警報設備	補足説明③を参照	警報設備の設置の状況	/	/	/	
(35)					警報設備の劣化及び損傷の状況	/	/	/	
(36)	ラ ス ー プ 設 り 備 ン ク	令和6年国土交通省告示284号第1第1号又は第2号に規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況	/	/	/			
(37)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	/	/	/			
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○	—	—	1		
(39)	有効開口部：1/20以上 設備による換気：自然換気設備 機械換気設備		採光の妨げとなる物品の放置の状況	○	—	—	1		
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況	○	—	—	1		
(41)			換気設備の設置の状況	○	—	—	1		
(42)	石綿等を添加した建築材料 報告書（第三面）と整合 補足説明④により記入		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	—	○	○	1、2		
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況	○	—	—	1、2		
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	/	—	—	1、2		
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	/	/	/			
5 避難施設等									
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○	—	—	1		
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○	—	—	1		
(3)			物品の放置の状況	—	○	—	1		
(4)	出入口		出入口の確保の状況	—	○	—	1		
(5)			物品の放置の状況	—	○	—	1		
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況 5階以上の階が百貨店の売場が対象	/	/	/			
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	○	—	—	1		
(8)	建築基準法で設置が義務付けられている「避難上有効なバルコニー」		手すり等の劣化及び損傷の状況	—	○	—	1		
(9)			物品の放置の状況	○	—	—	1		
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	○	—	—	1		
(11)			直通階段の設置の状況	○	—	—	1		
(12)	階 段	階段 ・ 5階以上、地下2階以下	幅員の確保の状況	○	—	—	1		
(13)			手すりの設置の状況	—	○	—	1		
(14)			物品の放置の状況	—	○	—	1		
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1		
(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況	○	—	—	1	
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	○	—	—	1			
(18)			開放性の確保の状況	○	—	—	1		
(19)	特別避難階段 ・ 15階以上、地下3階以下 ・ 物販は5階以上		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	/	/	/			
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況	/	/	/			
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	/	/	/			
(22)			物品の放置の状況	/	/	/			
(23)			等排煙設備	防煙壁 防煙壁は排煙設備の構造の一部です。設置形態が垂れ壁ではないものも含むことに注意	防煙区画の設置の状況	○	—	—	1
(24)	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○			—	—	1		
(25)	排煙設備	排煙設備の設置の状況 自然、機械共			○	—	—	1	
(26)	排煙口の維持保全の状況 自然、機械共	○			—	—	1		
(27)	設 そ 備 等 の 他 の	非常用の 代用進入口を含む	非常用の進入口等の設置の状況	○	—	—	1		
(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況	○	—	—	1		
(29)			非常用エレベーター 高さ31m以上の建築物に設置要求がある。設置がある場合は進入口の設置が不要とな	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	/	/	/		
(30)				乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	/	/	/		
(31)				乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	/	/	/		
(32)			物品の放置の状況	/	/	/			

(33)		非常用の照明装置 全ての非常用照明を調査	非常用の照明装置の設置の状況 バッテリー内蔵式以外も調査	—	○	—	1
6	その他						
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	/	/	/	
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	/	/	/	
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	/	/	/	
(4)			上部構造の可動の状況	/	/	/	
(5)	避雷設備	建築物の高さ20m以上から設置	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	/	/	/	
(9)		高さ6mを超えるもの	付帯金物の劣化及び損傷の状況	/	/	/	
7	上記以外の調査項目						
(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉	常閉防火扉のうち ①避難経路に設けられたもの ②吹き抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉頻度の高いもの、その他安全上必要なものについて記入	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	—	○	—	1
(2)			扉の取付けの状況	○	—	—	1
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(4)			固定の状況	○	—	—	1
(5)			人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	○	—	—	1、2
(6)	換気設備（法第12条第3項の規定により検査の結果を報告すべきもの（以下「特定建築設備等」という。）を除く。）		換気設備の作動の状況	○	—	—	1
(7)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	—	○	—	1
(8)		特別避難階段	付室等の排煙設備の作動の状況	/	/	/	
(9)	防煙壁		可動式防煙垂れ壁の作動の状況	/	/	/	
(10)	排煙設備（特定建築設備等を除く。）		排煙設備の作動の状況	○	—	—	1
(11)	非常用エレベーター		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	/	/	/	
(12)	非常用の照明装置（特定建築設備等を除く。）		非常用の照明装置の作動の状況	—	○	—	1
(13)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	○	—	—	1
その他確認事項		令和2年4月1日告示改正で追加					
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無			■有（全ての階） □無				
特記事項							
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			
1(5)	敷地の通路の支障物の状況	避難通路をふさいでいる	物品の撤去	0年1月			
2(10)	外壁躯体	外壁等にクラックが発生している	外壁躯体の改修が必要	0年2月			
2(11)	外壁タイル等（歩行者等）	歩行者に危害を加える恐れのある部分の全面打診調査等が前回調査等から10年超過かつ未実施である	全面打診調査等の実施	0年4月			
2(11)	外壁タイル等（歩行者等）	指摘なし 2(11)は、指摘がない場合でも記入してください	全面打診調査実施済み（令和○年△月）	—			
3(8)	機器及び工作物	屋上機器の鉄骨柱に錆が進行している	さび止め等の塗装、強度点検が必要	0年3月			
4(1)	防火区画	EV扉に遮煙性能がない	扉に遮煙性能を付加する	0年6月			
4(31)	障害となる物品の放置状況	扉の付近に物品が置いてある	物品の撤去	0年4月			
4(42)	石綿等を添加した建築材料	機械室に吹付け石綿が使用されている（既存不適格）	除去等の飛散防止が必要	無			
5(3)	廊下－物品の放置	扉の付近に物品が置いてあり、既存不適格にマークをした指摘事項も記入します。	改善予定がなくとも記入する	0年7月			
5(4)	出入口の確保、物品の放置	屋外階段への出口扉に非常時に鍵が必須	建具金物の取替え、物品の撤去	0年7月			
5(5)							
5(8)	避難上有効なバルコニー	バルコニーの手すりに錆がある	さび止め等の塗装、強度点検が必要	0年5月			
5(13)	階段	手すりがない	手すりの設置	0年7月			
5(14)		階段内部に物品がある	物品の撤去				
5(33)	非常用の照明装置	改装により器具が撤去されている	非常用の照明器具設置（2箇所）必要	0年7月			
7(1)	障害となる物品の放置状況	扉の付近に物品が置いてある	物品の撤去	0年4月			
7(7)	換気設備	窓面に書類が積んであり、換気支障	物品の撤去	0年7月			
7(12)	非常用の照明装置	電球切れあり	電球取換え	0年7月			
3(1)	【その他特記事項】 屋上面	押えコンクリートのひび割れ	補修計画が必要	0年0月			

図面には指摘をした箇所や、写真撮影した位置（写真番号）を記入すること。

注1）指摘なしの判定であるが特記すべき事項がある場合に記入し、図面に箇所を明記する。（維持管理に注意を要するもの、要是正の判定となる前に改修等が必要なものなど）

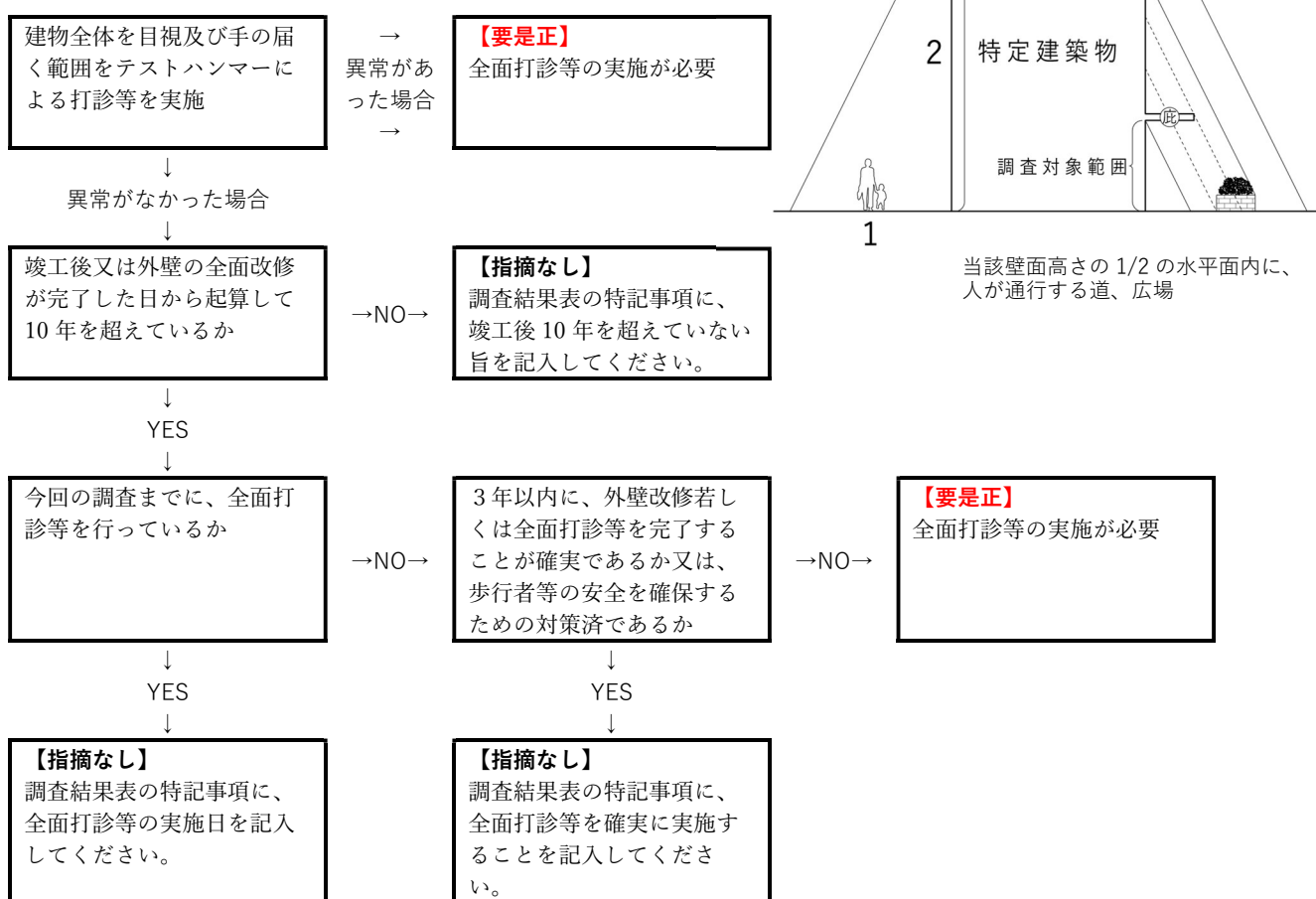
→ 定期調査報告書、概要書の第一面【二、その他特記事項】欄にも記入する。

補足説明②：2（11）タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況

告示の外壁タイル等（歩行者等に危害を加える恐れのある部分）の調査方法には、次のようにあります。

開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

調査結果表の判定フロー



	工 法
【湿式工法】 2（11） 全面打診調査が 必要 なタイル、石貼り等、モルタル等	● 接着剤、モルタルの使用 ● 仕上げ材の固定方法不明 ● 下記以外の設計・施工
【乾式工法】 2（12） 全面打診調査が必要でないタイル、石貼り等	タイル、石材と PC 版の接合が金物固定またはシアコネクター方式（金物・シアコネクター部分以外は絶縁）により設計・施工されている

補足説明③：４（34）（35）警報設備

平成 30 年の建築基準法第 27 条の改正により次表の警報設備を設置した場合、定期調査報告が必要となりました。

消防法に基づいて設置された警報設備は、調査対象外となります。

建築基準法に基づき警報設備が設置される場合

	建築物の種類	警報設備を設置する場合
ア	階数が 3 および延べ面積200㎡未満で、3 階が就寝系用途（病院、ホテル等）	法第27条第1項では、 建築物の主要構造部を耐火構造等とすることを要求 しており、その代替措置として警報設備を設置
イ	無窓居室を有する建築物	令第111条第1項では、 無窓居室を区画する主要構造部を耐火構造等とすることを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置
ウ	延べ面積が500㎡を超える準耐火建築物	令第112条第4項では、 防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすることを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置
エ	学校、病院、有床診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、マーケット	令第114条第2項では、 防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすることを要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置
オ	法第27条第1号各号、第2項各号、第3項各号のいずれかに該当する部分がある建築物	令第112条第18項では、1時間準耐火構造の壁・床又は特定防火設備で 異種用途区画 することを要求しており、その代替措置の一条件として、自動火災報知設備を設置
カ	延べ面積500㎡以下で令第128条の4第1項第一号に掲げる特殊建築物	令第128条の4第1項第一号に掲げる 特殊建築物の居室には内装制限を要求 しており、その代替措置の一条件として自動火災報知設備を設置
キ	法第21条第1項にもとづき主要構造部を火災時倒壊防止構造とする建築物	令和元年国交告第193号第一第一号にもとづき、自動火災報知設備の設置が要件の一つ
ク	法第27条第1項にもとづき主要構造部を避難時倒壊防止構造とする建築物	令和元年国交告第255号第一第一号にもとづき、自動火災報知設備の設置が要件の一つ

左欄の各建築物の種類に置いて、右欄に示す構造・区画等が要求されており、その代替措置や設置要求として警報装置が設置されている場合が、調査の対象となる。

各項目において調査の対象となる警報設備は下表のとおりである。

警報装置が設置されている場合ごとの調査対象となる警報装置

	建築物内にある調査対象となる警報装置
ア	当該建築物全て
イ	無窓居室にある警報設備及び当該建築物にある受信機
ウ	防火上主要な間仕切壁が準耐火構造となっていない（緩和されている）部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
エ	防火上主要な間仕切壁が準耐火構造となっていない（緩和されている）部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
オ	異種用途区画が成立していない（緩和されている）部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
カ	内装制限が緩和されている部分の警報設備及び当該建築物にある受信機
キ	当該建築物全て
ク	当該建築物全て

補足説明④：４（４２）～（４５）石綿等を添加した建築材料

■吹付け石綿等施工されていない場合または建築確認が平成18年10月1日以降の建築物

調 査 項 目	指摘なし	要是正	既存不適格	説 明
（４２）吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する重量が0.1%を超えるものの使用状況。				平成18年10月1日以降の建築物
（４３）吹付け石綿等の劣化の状況				
（４４）除去または封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
（４５）囲い込みまたは封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				

■吹付け石綿等施工されていて未対策で飛散のおそれがない場合

調 査 項 目	指摘なし	要是正	既存不適格	説 明
（４２）吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する重量が0.1%を超えるものの使用状況。	－	○	○	機械室の天井、壁に施工されている。
（４３）吹付け石綿等の劣化の状況	○	－	－	未対策で有るが飛散していない状況。
（４４）除去または封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				今後、状況を確認しながら対策が必要になる場合。
（４５）囲い込みまたは封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				飛散防止措置が未対策であるので該当しない項目。

■吹付け石綿等施工されていて未対策で飛散の恐れがある場合

調 査 項 目	指摘なし	要是正	既存不適格	説 明
（４２）吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する重量が0.1%を超えるものの使用状況。	－	○	○	飛散のおそれがある飛散防止措置が必要。
（４３）吹付け石綿等の劣化の状況	－	○	－	未対策で一部でも飛散の状況。
（４４）除去または封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	－	○	－	飛散防止措置が必要。
（４５）囲い込みまたは封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				飛散防止措置が未対策であるので該当しない項目。

■吹付け石綿等施工されていて対策後飛散の恐れがある場合

調 査 項 目	指摘なし	要是正	既存不適格	説 明
（４２）吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する重量が0.1%を超えるものの使用状況。	－	○	○	機械室の天井、壁に施工されている。
（４３）吹付け石綿等の劣化の状況	－	○	－	飛散の恐れがある劣化の状況の場合。
（４４）除去または封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	－	○	－	囲い込み（天井）設置など。
（４５）囲い込みまたは封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	－	○	－	飛散防止が不十分。

■吹付け石綿等施工されていて対策後飛散が無い場合

調 査 項 目	指摘なし	要是正	既存不適格	説 明
（４２）吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する重量が0.1%を超えるものの使用状況。	－	○	○	封じ込め飛散防止対策済み（薬液固定）。
（４３）吹付け石綿等の劣化の状況	○	－	－	封じ込め飛散防止対策済み（薬液固定）。
（４４）除去または封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	○	－	－	封じ込め飛散防止対策済み（薬液固定）。
（４５）囲い込みまたは封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	○	－	－	飛散の恐れが無い。

■吹付け石綿等施工されているか不明

調 査 項 目	指摘なし	要是正	既存不適格	説 明
（４２）吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する重量が0.1%を超えるものの使用状況。	－	○	－	分析調査が必要又結果により対策必要。
（４３）吹付け石綿等の劣化の状況				吹付け石綿等の有無が不明のため。
（４４）除去または封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				吹付け石綿等の有無が不明のため。
（４５）囲い込みまたは封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				飛散防止措置が無いため該当しない項目。

8 関係写真（平成 20 年国土交通省告示第 282 号別記別添 2 様式（A4））記入について

別添 2 様式（A 4）

調査結果表の番号
を記入する

関係写真

調査、建築設備、防火設備で様式が
異なります。各々所定の様式を使用
してください。

部位	番号	調査項目	調査結果
	1(5)	敷地内の通路	☒ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	(その他特記事項)
		写真番号 ①	
		避難通路に物品が放置されており 通行に支障がある。	
		(注意) 事項①④を参照 その他特記すべき事項は、必要に応じて作成して ください。その場合は、その他にマークし、この 記入欄も（その他特記事項）と記入します。 その他特記すべき事項は、調査結果表の特記事項 と第一面【5】ニの各欄にも記入が必要です。	

部位	番号	調査項目	調査結果
	2(11)	外装仕上げ材等	☒ 要是正 ☐ その他
		特記事項	全面打診調査が未実施の場合は、打診の必要な面 における建築物の全景写真を撮影して貼付してく ださい。
		写真番号 ②	
		歩行者に危害を加える恐れのある部分の全面打診調 査	
		等が 10 年を超えて未実施である。	

(注意)

- この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

↑特記事項欄に（既存不適格）（指摘なし）と記入して作成してください
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

